

貸与制移行で借金生活も

「修習生の給与復活を」

福岡市 新人弁護士窮状訴え

司法修習生に国が給与を支払う「給費制」が昨年11月に廃止されたことについて、修習を終えて福岡県弁護士会に登録したばかりの新人弁護士3人が20日、福岡市で記者会見し「経済的な負担が重く就職も深刻。このままでは弁護士を志す人が減り続けてしまう」と訴えた。国が給費制を復活させなければ、同期生らと提訴も検討しているという。福岡県弁護士会にはこの日、新人約60人が登録、会員数は初めて千人の大会を超えた。

給費制の廃止に伴い、修習期間の1年間の生活費などは国からの「貸与制」に移行。日弁連などの資料によると、今回修習を終えた人の半数は法科大学院時代に平均340万円の奨学金を利用し、修習期間には8割が平均300万円の貸与を受けたという。

記者会見した岸野慎司

さん(38)は奨学金と貸与金合わせて約1千万円の借金があるといい「検察官と裁判官、弁護士は国民の権利のために仕事をするので、修習生は国費で育成すべきだ。弁護士になれば稼げる時代ではない。このままでは裁判が弁護士の借金返済のためにお金を稼ぐ場になっってしまう危惧もある」と述べた。

国府朋江さん(29)は「借金を抱えて就職先が決まらない同期もいて心配。人権を守る活動をしたければ、ある程度の経済的な余裕がないと厳しい」と話した。

(宮崎拓朗)